

別表2 立替基準の改正概要

改正項目	現行の基準	変更内容	変更の理由
(あ) 金銭事件について1000万円以上の金銭を入手した場合の報酬金	事件の相手方等から金銭を入手できた場合、その額が1000万円以下の部分につき10%、1000万円を超え3000万円までは超える部分の6%、3000万円を超え5000万円までは超える部分の5%、5000万円を超える部分は4%とされている。	旧弁護士報酬規定の報酬金に関する規定に倣い、3000万円以下の部分につき10%、3000万円を超える部分につき6%と改訂する。	不法行為による損害賠償請求事件の判決では、当該不法行為と相当因果関係ある弁護士費用として、損害額の10%以上の金額が認定されることが多く、立替基準における報酬金がこれをあまり下回るのは相当でない。
(い) 家事事件の報酬金の規定の整理	家事事件の報酬金については、①金銭給付のない場合と、②金銭給付のある場合に区分して規定されており、③金銭給付があるが当面取り立てのできない場合は①に準じ、④金銭以外の財産的給付のある場合は②に準ずるとしている。	家事事件においても金銭給付のある場合には金銭事件に準ずべきこと、金銭以外の財産的給付のある場合は不動産・動産事件に準ずべきこととする。	(あ)の改正により、金銭事件と不動産・動産事件とで報酬金の基準が異なってくることとなるため。
(う) 行政事件についての規定	行政事件に関する立替基準が明文化されていないので、他の事件タイプの基準を準用している。	実費35,000円、着手金157,500円～231,000円とし、報酬金については、後述する相手方の財産的請求を排除した場合に倣って規定	立替支出額は、行政事件の処理に要する労力等を金銭事件と比較した場合、一般に中程度以上と考えられるため。
(え) 民事調停事件を経て本訴を提起する場合の着手金額	○調停不調の本訴 訴訟事件の2分の1	○調停不調の本訴 調停事件の着手金の2分の1相当額を減じる。	現行規定では、民事調停事件を経て本訴を提起する場合の着手金額合計が、いきなり本訴のみを提起する場合の着手金額よりも低くなる場合があるため。
(お) 家事調停事件で特に処理が困難な場合の着手金額	着手金 84,000円～126,000円	保護命令事件の規定に倣い、家事調停事件についても、事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで着手金を増額できる旨の規定を設ける。	家事調停事件でも、DV案件のように特に処理が困難な場合があるが、現行規定ではこのような場合であっても特に着手金を増額できる旨の規定がないため。
(か) 労働審判事件の印紙代支出	実費 20,000円	労働審判事件の印紙代につき、これを追加支出する旨の規定を設ける。	労働審判事件の印紙代は、民事調停事件と同額であるにも拘わらず、これを追加支出する旨の規定がないため。
(き) 債務整理事件の表記変更	「債務整理事件」	「債務整理事件」を「任意整理事件」に変更する。	債務整理事件とは、任意整理事件、自己破産事件、民事再生手続などを総称する概念であるため。
(く) 金銭事件で相手方の財産的請求を排除した場合の報酬金	相手方の財産的請求を排除した場合の報酬金については、請求排除額を基準として1000万円以下の部分は10%、1000万円を超え3000万円以下の部分は6%などとして算定する運用がなされており、100万円を上回る報酬金が立て替えられるケースも散見された。	相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の10%を超えないものとする。	被援助者は、そもそも資力に乏しい方であり、仮に勝訴したとしても100万円を上回る債務を支払うことは非現実的であるから、請求排除額をもって被援助者が得た利益と見ることは相当ではないため。
(け) 多重債務事件でその処理が特に困難な場合	債権者数により着手金の額が異なるが、債権者数が21社以上の場合が上限である。	通常の着手金を約1.5倍まで増額できる金銭事件の規定に倣い、多重債務事件(任意整理事件、自己破産事件、及び個人再生手続)についても同様の規定を置く。	債権者数が特に多かったり(債権者数91社の例)、裁判所から特段の処理を求められたり(申立代理人に破産管財人の任務を事実上代行するよう裁判所から求められる場合)するなど、立替基準が予定する範囲を超えた困難な事件がある。
(こ) 関連事件間で、弁護活動の共通性が高い等の場合	関連事件間で、争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽いと認められる場合でも着手金の下限を超えた決定ができる旨の規定がない。	着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる規定を欄外に備考として明記する。	このような場合には、立替基準の下限を下回って着手金等を決定する必要が存するため。
(さ) 書類作成援助についての、立替基準にない類型の事件についての準用規定	書類作成援助につき、立替基準にない類型の事件について、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する旨の規定がない。	立替基準にない類型の事件について、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する旨の規定を欄外に備考として明記する。	代理援助につき同様の規定が既に置かれているのでこれに倣うもの。
(し) 書類作成援助についての、後見開始の審判申立の際に鑑定費用を立替支出できる旨の規定	実費 15,000円 鑑定費用は被援助者直接負担とする。	実費 15,000円 家事審判規則第24条による鑑定費用は別途被援助者のため支出とする。	書類作成援助の附帯援助(業務方法書第5条4号)として、後見開始の審判申立書作成の際に、鑑定費用を立替支出できる旨の規定を設ける。